

事業者選定委員会スケジュール

委員会	年月	議題
第1回事業者選定委員会	令和6年8月22日（木） 14時00分～	▪ 事業者選定委員会について ▪ 事業概要について ▪ 事業者選定スケジュールの確認 ▪ 事業者選定方式について ▪ 実施方針（案）について
第2回事業者選定委員会	令和6年11月20日（水） 14時00分～	▪ 実施方針（案）について ▪ 入札説明書（案）について ▪ 要求水準書（案）について
第3回事業者選定委員会	令和7年1月（予定）	▪ 入札説明書（案）について ▪ 要求水準書（案）について ▪ 落札者決定基準書の検討
第4回事業者選定委員会	令和7年3月（予定）	▪ 落札者決定基準書について ▪ 様式集について ▪ 事業契約書（案）について
第5回事業者選定委員会	令和7年11月（予定）	▪ 基礎審査結果の報告 ▪ 仮採点の実施
第6回事業者選定委員会	令和7年12月（予定）	▪ 事業者ヒアリング ▪ 総合評価
第7回事業者選定委員会	令和8年1月（予定）	▪ 審査講評の内容検討

性能発注とは

1. 性能発注方式について

ごみ処理施設の建設にあたっては、機械工学・電気工学・応用化学・建築工学などを総合した高度な技術が要求されますが、このような施設を市町村が独自に詳細設計・積算を行うことは困難です。そこで、設計と施工の両方の技術要素を総合化できる技術力とノウハウを有するプラントメーカーが一括して請け負う発注方式（設計・施工一括発注方式）が採用されています。

設計・施工一括発注方式は「性能発注方式」といわれ、土木工事等の一般的な公共事業とは異なり、発注者が求める処理能力、環境保全性能等を規定した発注仕様書による発注、契約を行うものです。

性能発注方式における工事受注者は、通常の施工の瑕疵だけでなく、設計の瑕疵を負うことが特徴であり、要求水準書（発注仕様書）に規定する性能保証事項の達成に関する責任（契約不適合責任という。）を工事受注者が担います。

従来の仕様発注と性能発注の違いは図 1に示します。

発注方式の概要

仕様発注	性能発注
発注者が施設の構造、資材、施工方法等について詳細な仕様を定め、設計書等によって発注する方式。	発注者が求めるサービス水準を明らかにし、水準達成の具体的な方法・仕様等は民間事業者の提案に委ねる発注方式。

比較イメージ

	仕様発注	性能発注
庁舎	- 会議室の面積は●●㎡ - 待合スペースには●人掛けの椅子を○個設置	●●名程度がセミナー形式で利用可能な会議室 - 現在の窓口形態に捉われることのない、新技術等を活用した効率的な窓口形態の提案
道路	- 車線の本数は●車線 - 歩道の広さは●m - 照明器具配置の間隔	- 一日あたりの通行可能な交通量 - 歩行者の安全性 - 照度
学校	- エアコンを●台設置 - 駐車場は●台分 - 教室数は●室	- 学校空調で、夏季の室温○度以下を確保 - 学校行事やイベント時の安全性、利便性を考慮した駐車場 - 生徒の収容能力

- ✓ 詳細に仕様を規定する仕様発注と比べ、**性能発注は民間の創意工夫の余地が大きく、コスト削減・品質向上につながりやすい。**
- ✓ また、必要な性能として施設コンセプト（将来像等）を示すことで、**最終的な目的の達成が期待できる。**

出典：令和3年度 官民連携事業の推進のための地方プラットフォーム PPP/PFI 研修
PPP/PFI 事業における公募資料の作り方（令和3年7月15日）株式会社 YMFG ZONE プランニング

図 1 仕様発注と性能発注の違い

2. 発注から施設引渡しまでの手続きについて

性能発注方式による発注から引き渡しまでの手続きを図 2に例示します。

建設工事段階では、発注仕様書やプラントメーカーの提案図書等に基づき、施設の実施設計図書が作成され、この内容を発注者や発注者が工事の施工監理を委託した専門のコンサルタントが確認します。

次に実施設計図書に基づき、現地での工事や工場での機械製作が行われます。この段階でも発注者等が確認します。施設が完成すると、実際にごみを投入して、求める性能が達成されているかについての試験（引渡性能試験といいます）を行います。試験に合格すると、施設が発注者に引渡されます。

引渡しを終えると運転が始まりますが、契約不適合責任期間（保証期間）において性能保証事項の未達成が認められた場合は、プラントメーカーでは発注仕様書に基づき自らの責任において補修や改修工事等を行い、基本事項の未達を是正する義務を負うことになります。

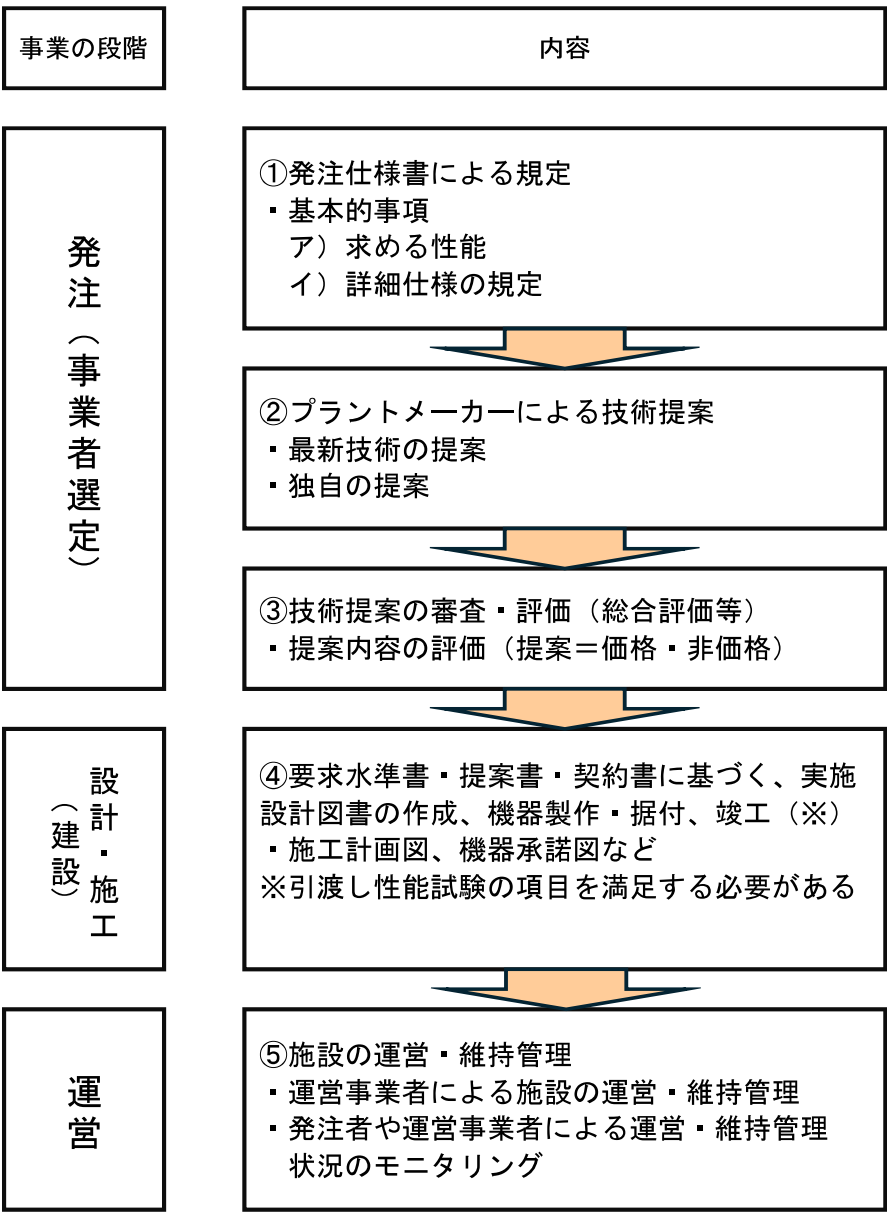


図 2 性能発注方式による発注から引き渡しまでの手続き